

# 札幌市あかしあ学園・札幌市みかほ整肢園機械警備業務委託仕様書

以下の仕様において、札幌市を委託者、受託業者を受託者とする。

## 1 業務名

札幌市あかしあ学園・札幌市みかほ整肢園機械警備業務

## 2 警備対象物件

施設名 札幌市あかしあ学園・札幌市みかほ整肢園

所在地 札幌市東区北17条東5丁目2-1

## 3 目的

委託者が所有または管理する上記警備対象内の財産保護に任じ、施設の安全かつ円滑な経営に寄与することを目的とする。

## 4 履行期間

令和5年10月1日から令和10年9月30日まで

## 5 業務内容

- (1) 侵入による盗難、損壊行為の早期発見、拡大防止
- (2) 火災、ガス漏れ等の早期発見、応急処置
- (3) 異常確認時における関係機関への通報、連絡
- (4) 警備実施事項の報告
- (5) 警備の遂行にあたって必要な事項で、委託者と受託者が協議のうえ決定した事項

## 6 警備業務の対処方法

- (1) 警備時間中、受託者は管制担当者を定め、警備対象施設の異常の有無を間断なく監視し、安全を確保する。
- (2) 受託者は、警備時間中、前記(1)による方法で警備対象施設に異常事態が発生したことを知ったときは、遅滞なく緊急要員を警備対象施設に急行させ、異常事態の確認を行い、必要な処置を行うとともに、報告書を委託者へ提出する。ただし、委託者への報告に緊急性があると判断されるときは、直ちに委託者及び警備対象施設の施設長に報告し、指示を受けるものとする。
- (3) 受託者は、警備開始時刻を過ぎても警備対象施設において警報機器等の警戒開始操作がなされないときは、当該施設の状態を確認し、当該施設において操作を失念している場合、警戒開始操作を行うものとする。
- (4) 警備期間中に機械警備システムが作動不能になった場合は、代替警備対策(夜間巡回、常駐等)を講じ、警備の万全を期すこと。

7 機器の設置場所及び設置機器

別紙図面のとおり

8 警備基準時間

平日 … 午後5時15分から翌日午前8時45分まで

土曜、日曜日及び祝休日、年末年始の休日（12月29日から1月3日まで）

… 午前8時45分から翌日午前8時45分まで

9 警備実施時間

前記8の警備基準時間内において、警備対象物件から警備装置による警備開始の信号を受けた時に警備を開始し、警備対象物件から警備装置による警備解除の信号を受けた時に警備を終了する。

10 報告・保守管理

- (1) 受託者は、警備開始・解除記録及び異常信号の記録について月間警備報告書を作成し、翌月10日までに委託者に提出するものとする。
- (2) 受託者は、警備装置の正常な機能を維持するため、適宜、保守点検を行うものとする。

11 事故報告

受託者は、事故発生の際は速やかに緊急連絡者に連絡するとともに、後日書面をもって正式に報告するものとする。

12 鍵の預託

警備実施に必要な施設の鍵は、委託者が受託者に預託した鍵は、受託者の責任のもとに厳重に取扱い、保管するものとする。また、契約終了後は直ちに委託者に返却すること。

13 設置機器

- (1) 警備に必要な機械設備は、受託者が一切の費用を負担して設置する。また、機械設備の不備から生じた機械設備の損害については、受託者の負担とする。  
ただし、委託者の責に帰すべき事由により、設置した機器や部品をき損、紛失した場合は、その実費を受託者に支払うものとする。
- (2) 機械設備の設置完了後において、委託者の都合により既設の機械設備を移設または増設の必要が生じた場合は、委託者は事前に受託者へ通知するものとし、これに要する工事費用は委託者が負担するものとする。

14 機械設備の撤去

本契約の満了または受託者側の責による契約の中途解約時において不要となった機械設備は、受託者が撤去し、これに要する一切の費用は受託者が負担するものとする。

## 15 原状の回復

受託者は、機器の設置、修繕または撤去にかかる工事に伴い、警備対象施設に損害を与えた場合、原状に復さなければならない。

## 16 環境への配慮について

本業務においては、本市が取得した環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷低減に努めること。

- (1) 電気・水道・油・ガス等の使用にあたっては、極力節約に努めること。
- (2) 自動車等を使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、アイドリングストップの実施など環境に配慮した運転を心がけること。
- (3) 本業務において使用する商品、材料等は、極力環境に配慮したものを使用すること。

## 17 守秘義務

受託者は、履行期間中のみならず、履行期間満了後であっても、本業務の遂行上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

## 18 補足

- (1) 業務に当たっては、従事者の事故防止に十分注意するとともに、受託者は事故に対する一切の責任を負うこと。
- (2) 受託者は、履行開始前に令和5年9月までの受託者から業務引継を受けるとともに、機材・人員等の必要な準備を行うものとする。また、受託者は履行期間満了或いは契約解除に伴う業務の終了に当たって、委託者及び次の受託者に対して必要な引継を行うとともに、業務開始準備に必要な協力をするものとする。
- (3) 新たに設置する機器の工事は、契約開始日である令和5年10月1日午前0時前迄に 機械警備が開始されるよう実施すること。なお、工事日については委託者と事前に協議をして決定するものとする。
- (4) 業務期間満了に伴う機器撤去後も、当該業務契約期間内については、警備の万全を期すこと。
- (5) 受託者は、業務の遂行にあたって委託者と連携を密にし、事故等の問題が発生した場合には、直ちに委託者に報告し、指示を受けなければならない。
- (6) この仕様書に定めのない事項については、相互に協議調整し、改善を図るものとする。